

コピーで使える様式

労働基準法

### 労働条件通知書

年 月 日

殿

事業主の氏名又は名称  
事業場名称・所在地  
使用者職氏名

あなたを次の条件で雇い入れます。

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり ( 年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ( ) ] 2 契約の更新は次により判断する。 ( 契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ) ( 会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ) ( その他 ( ) ) 3 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで) ) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 ( 年 月 日) から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 ( 無 ・ 有 (別紙のとおり) ) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 か月 (上限10年)) II 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) (変更の範囲) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 ( 開始日： 完了日： )
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； ( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ] [ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ] [ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日 ) ] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 ( ) 分 3 所定時間外労働の有無 ( 有、 無 )
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( ) ・非定休日；週・月当たり 日、その他 ( ) ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 ( ) 無給 ( ) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)



## 解 雇 理 由 証 明 書

殿

当社が、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付けであなたに予告した解雇については、  
以下の理由によるものであることを証明します。

年 月 日

事業主氏名又は名称  
使用者職氏名

〔解雇理由〕 ※1、2

- 1 天災その他やむを得ない理由（具体的には、  
\_\_\_\_\_  
によって当社の事業の継続が不可能となったこと。）による解雇
- 2 事業縮小等当社の都合（具体的には、当社が、  
\_\_\_\_\_  
となったこと。）による解雇
- 3 職務命令に対する重大な違反行為（具体的には、あなたが  
\_\_\_\_\_  
したこと。）による解雇
- 4 業務については不正な行為（具体的には、あなたが  
\_\_\_\_\_  
したこと。）による解雇
- 5 勤務態度又は勤務成績が不良であること（具体的には、あなたが  
\_\_\_\_\_  
したこと。）による解雇
- 6 その他（具体的には、  
\_\_\_\_\_  
）による解雇

※1 該当するものに○を付け、具体的な理由等を（ ）の中に記入すること。

※2 就業規則の作成を義務付けられている事業場においては、上記解雇理由の記載例にかかわらず、当該就業規則に記載された解雇の事由のうち、該当するものを記載すること。

# 退職証明書

\_\_\_\_\_  
殿

以下の事由により、あなたは当社を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に退職したことを証明します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業主氏名又は名称

使用者職氏名

- ① あなたの自己都合による退職（②を除く。）
- ② 当社の勧奨による退職
- ③ 定年による退職
- ④ 契約期間の満了による退職
- ⑤ 移籍出向による退職
- ⑥ その他（具体的には \_\_\_\_\_）による退職
- ⑦ 解雇（別紙の理由による。）

※ 該当する番号に○を付けること。

※ 解雇された労働者が解雇の理由を請求しない場合には、⑦の「（別紙の理由による）」を二重線で消し、別紙は交付しないこと。

- ア 天災その他やむを得ない理由（具体的には、  
  
によって当社の事業の継続が不可能になったこと。）による解雇
- イ 事業縮小等当社の都合（具体的には、当社が、  
  
となったこと。）による解雇
- ウ 職務命令に対する重大な違反行為（具体的には、あなたが  
  
したこと。）による解雇
- エ 業務について不正な行為（具体的には、あなたが  
  
したこと。）による解雇
- オ 相当長期間にわたる無断欠勤をしたこと等勤務不良であること（具体的には、あなたが  
  
したこと。）による解雇
- カ その他（具体的には、  
  
）による解雇

※ 該当するものに○を付け、具体的な理由等を（ ）の中に記入すること。

時間外労働  
休日労働に関する協定届

労働保険番号	<input type="text"/>
	都道府県   所掌   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号
法人番号	<input type="text"/>

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
				（〒 — ）				
						（電話番号： — — ）		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
						法定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）
時間外労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者					法定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名  
氏名

労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間												
				（〒 — ）														
						（電話番号： — — ）												
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数													
					1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）										
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）								
① 下記②に該当しない労働者																		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者																		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻										

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。   
（チェックボックスに要チェック）







時間外労働  
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	<input type="checkbox"/>
	(都道府県) (所管) (管轄) (基幹番号) (枝番号) (被一括事業場番号)
法人番号	<input type="checkbox"/>

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間		
				(〒 — )				
				(電話番号: — — )				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日)
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		
	① 下記②に該当しない労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)。								
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)								

時間外労働 に関する協定届 (特別条項)  
休日労働

様式第9号の3の3 (第70条関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)				
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することができる時間数					
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
① 工作物の建設の事業に従事する場合												
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業に従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)												
限度時間を超えて労働させる場合における手続												
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)。											<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

.....労働基準監督署長殿

使用者 職名  
氏名

時間外労働 に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	<input type="checkbox"/>
	(都道府県) (所管) (管轄) (基幹番号) (枝番号) (被一括事業場番号)
法人番号	<input type="checkbox"/>

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
				(〒 — ) (電話番号: — — )						
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者										
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)  
 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職名  
氏名

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	<input type="checkbox"/>
	(都道府県) (所管) (管轄) (基幹番号) (枝番号) (被一括事業場番号)
法人番号	<input type="checkbox"/>

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
				(〒 — )				
				(電話番号： — — )				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者  ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。  (チェックボックスに要チェック)

時間外労働 に関する協定届 (特別条項)  
休日労働

様式第9号の3の5 (第70条関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については、960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については、6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
① 下記②以外の者											
② 自動車の運転の業務に従事する労働者											
限度時間を超えて労働させる場合における手続											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

.....労働基準監督署長殿

使用者 職名  
氏名

時間外労働  
休日労働に関する協定届

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）		
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

職名  
氏名

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名  
氏名

労働基準監督署長殿

.....





